

平成31年第4回栗原市農業委員会総会議事録

平成31年4月24日午後1時30分、下記の件の議定のため、平成31年第4回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 5 報告第 2号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 6 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 3号 農用地利用集積計画について
- 日程第 9 議案第 4号 農用地利用配分計画について
- 日程第10 議案第 5号 非農地証明願について
- 日程第11 議案第 6号 農業振興地域整備計画の変更について

1 出席委員 (24名)

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1番 三浦 正勝 委員、 | 2番 大黒 昭夫 委員、 |
| 3番 阿部 一信 委員、 | 4番 吉田 優俊 委員、 |
| 5番 岩淵 敬一 委員、 | 6番 佐竹 きみ子 委員、 |
| 7番 狩野 善典 委員、 | 8番 大場 裕之 委員、 |
| 9番 曾根 金雄 委員、 | 10番 千葉 優子 委員、 |
| 11番 鈴木 春江 委員、 | 12番 尾形 陽一郎 委員、 |
| 13番 及川 正一 委員、 | 14番 多田 仁一 委員、 |
| 15番 佐々木 吉司 委員、 | 16番 菅原 英俊 委員、 |
| 17番 岩 渕 弘 委員、 | 18番 佐々木 弘 委員、 |
| 19番 佐藤 勝 委員、 | 20番 狩野 和義 委員、 |
| 21番 秋山 憲義 委員、 | 22番 米山 嘉彦 委員、 |
| 23番 黒澤 光啓 会長職務代理者、 | 24番 鈴木 康則 会長 |

2 欠席委員 (0名)

3 議事に参与した者

事務局長	小野寺 昭 仁
事務局長補佐	阿 部 泰 憲
主幹兼農地農政係長	藤 広 実
農地農政係 主査	千 葉 美 香
農地農政係 主事	千 葉 和 哉
農地農政係 主事	菅 原 佑 太

(午後1時30分 開会)

議長 (会長)

ご起立願います。「ご苦労様です。」ご着席願います。
只今から、平成31年第4回栗原市農業委員会総会を開会いたします。

議長 (会長)

ただいまの出席委員は、24名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

議長 (会長)

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
なお、議案説明等のため、事務局長ほか、関係職員を出席させております。

議長 (会長)

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、議席番号23番 黒澤 光啓 会長職務代理者、議席番号1番 三浦 正勝 委員の両名を指名いたします。

議長 (会長)

日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りいたします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

— [異議なし] の声—

議長 (会長)

ご異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日間と決定しました。

議長（会長）

日程第3、事務報告を行います。
事務局長から報告いたします。

事務局長

3月29日から4月24日までの事務・事業結果並びに5月9日から6月4日までの事務・事業予定について、報告。

議長（会長）

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長（会長）

日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告します。

第1区の番号1番から5番までの5案件、
第2区の番号6番から13番までの8案件、
第3区の番号14番から18番までの5案件、
併せて、18案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田6筆 4, 153㎡、
番号2番は、築館地区の田4筆 4, 783㎡、いずれも、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の2案件、
番号3番は、一迫地区の田2筆 3, 677㎡、贈与のためによる基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、
番号4番は、一迫地区の田3筆 4, 625㎡、売買のためによる基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、
番号5番は、瀬峰地区の田3筆 2, 823㎡、売買のためによる基盤法の賃貸借権設定解約の1案件
第2区の番号6番は、若柳地区の畑1筆 1, 226㎡
番号7番は、若柳地区の畑1筆 429㎡、いずれも、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の2案件、
番号8番は、若柳地区の田1筆 251㎡、
番号9番は、若柳地区の田1筆 251㎡、
番号10番は、若柳地区の田2筆 495㎡、売買のためによる基盤法の賃貸借権設定解約の3案件、

番号11番及び12番は関連で、若柳地区の田13筆 12, 693㎡、売買のためによる農地中間管理事業の賃貸借権設定解約の2案件、

番号13番は、金成地区の田10筆 8, 799㎡、売買のためによる農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

第3区の番号14番は、栗駒地区の田1筆 873㎡、

番号15番は、栗駒地区の田3筆 2, 722㎡、いずれも、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の2案件、

番号16番及び17番は関連で、栗駒地区の畑1筆 449㎡、双方合意による農地利用集積円滑化事業の賃貸借権設定解約の2案件、

番号18番は、鶯沢地区の田1筆 961㎡、双方合意による基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

以上、18案件を説明報告。

議長（会長）

これで、日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について報告を終わります。

議長（会長）

日程第5、報告第2号 使用貸借権の解約通知について、報告します。

第2区の番号1番から4番までの4案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第2区の番号1番は、金成地区の田20筆 21, 241㎡、基盤法の賃貸借権設定のためによる農地法第3条の使用貸借権設定解約の1案件、

番号2番は、志波姫地区の田8筆 16, 679㎡、

番号3番は、志波姫地区の田15筆 19, 218㎡、いずれも、基盤法の賃貸借権設定のためによる農地法第3条の使用貸借権設定解約の2案件、

番号4番は、志波姫地区の田1筆 0.18㎡、贈与のためによる農地法第3条の使用貸借権設定解約の1案件、

以上、4案件を説明報告

議長（会長）

これで、日程第5、報告第2号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長（会長）

日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番から14番までの14案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑1筆 64㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号2番は、築館地区の田4筆 7,552㎡、遠隔地居住にて耕作管理困難なためによる所有権移転売買の1案件、

番号3番は、築館地区の田6筆 5,664㎡、経営規模拡大による所有権移転売買の1案件、

番号4番は、築館地区の田2筆 2,644㎡、労力不足のためによる所有権移転売買の1案件、

番号5番は、築館地区の田5筆 15,402㎡、畑9筆 1,951.30㎡、合計17,353.30㎡、農業後継者へ経営継承するためによる親子間の所有権移転贈与の1案件、

番号6番は、築館地区の田3筆 3,322㎡、畑1筆 176㎡、合計 3,498㎡、遠隔地居住にて耕作管理困難なためによる所有権移転贈与の1案件、

番号7番は、築館地区の田1筆 1,420㎡、労力不足のためによる所有権移転贈与の1案件、

番号8番は、高清水地区の畑2筆 561㎡、市外取得者の案件で、財産処分のためによる所有権移転売買の1案件、

番号9番は、一迫地区の畑1筆 8.12㎡、

番号10番は、一迫地区の田1筆 800㎡、いずれも、耕作不便のためによる所有権移転贈与の2案件

番号11番は、一迫地区の田2筆 3,667㎡、老齢のため、経営継承による親子間の所有権移転贈与の1案件、

番号12番は、瀬峰地区の田1筆 115㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件

番号13番は、瀬峰地区の田5筆 14,313㎡、畑5筆 9,839㎡、合計 24,152㎡、農業後継者へ経営継承するためによる親子間の所有権移転贈与の1案件、

番号14番は、瀬峰地区の田1筆 6,002㎡、労力不足のためによる賃貸借権設定の1案件

以上、14案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、去る4月18日、議席番号8番 大場 裕之 委員、農地利用最適化推進委員の佐々木 耕太郎 委員及び 大澤 洋介 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いします。

それでは、佐々木 耕太郎 推進委員から報告願います。

佐々木 耕太郎 推進委員

議案第1号、農地法第3条許可について、現地確認調査を行って来ましたので、報告いたします。

詳細については、事務局から説明があったとおりであります。番号8番については、市外者取得の案件であり、市外取得者は、勤務先の関係で仙台市に住所を置いており、土日には、実家に戻り農作業に従事していること。また、今回の申請地は、実家に隣接する農地で、以前から作付け・管理しているものであることなどから、他の案件も含め、許可にあたっては、特に問題ないものと判断してまいりました。

ご審議の程よろしくお願いたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号15番から28番までの14案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第2区の番号15番は、若柳地区の田1筆 251㎡、
番号16番は、若柳地区の田1筆 251㎡、
番号17番は、若柳地区の田2筆 495㎡、いずれも、労力不足のためによる所有権移転売買の3案件、
番号18番は、若柳地区の田3筆 746㎡、耕作不便のためによる所有権移転売買の1案件、
番号19番は、若柳地区の田2筆 2,050㎡、耕作不便のためによる所有権移転贈与の1案件、

番号20番は、若柳地区の田2筆 2,051㎡、労力不足のためによる賃貸借権設定の1案件、

番号21番は、若柳地区の田1筆 5,016㎡、耕作不便のためによる賃貸借権設定の1案件、

番号22番は、若柳地区の田7筆 5,670㎡、畑1筆 981㎡、合計 6,651㎡、

番号23番は、若柳地区の田12筆 26,343㎡、畑2筆 387㎡、合計 26,730㎡、いずれも、農業者年金継続受給の経営継承による親子間の使用貸借権設定の2案件、

番号24番は、金成地区の畑3筆 752㎡、耕作不便のためによる所有権移転売買の1案件、

番号25番は、志波姫地区の畑1筆 123㎡、労力不足のためによる所有権移転売買の1案件

番号26番は、志波姫地区の田1筆 0.18㎡、

番号27番は、志波姫地区の畑1筆 20㎡、いずれも、耕作不便のためによる所有権移転贈与の2案件、

番号28番は、志波姫地区の畑1筆 1,824㎡、相手方の要望のためによる賃貸借権設定の1案件、

以上、14案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、去る4月19日、議席番号5番 岩淵 敬一 委員、農地利用最適化推進委員の 熊谷 ゆり 委員 及び 上山 喜志雄 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、上山 喜志雄 委員から報告願います。

上山 喜志雄 推進委員

議案第1号について、書類審査を行いましたので報告します。

番号15番から28番までは、労働力不足や耕作不便、農業者年金の継続受給等による売買や贈与、使用、賃貸借権設定となっており、また、番号28番は、面積要件が50aに達していないが、新規就農者が草花等の栽培で集約的に行われる例外規定に該当することから、特に問題ないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号29番から32番までの4案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

番号29番は、栗駒地区の田1筆 418㎡、労力不足のためによる所有権移転売買の1案件、

番号30番は、栗駒地区の畑3筆 3,421㎡、遠隔地居住にて耕作管理困難なためによる所有権移転贈与の1案件、

番号31番は、栗駒地区の田18筆 18,888㎡、畑4筆 2,080㎡、合計 20,968㎡、農業後継者へ経営継承するためによる親子間の所有権移転贈与の1案件、

番号32番は、鶯沢地区の田3筆 2,170㎡、労力不足のため、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

以上、4案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、去る4月19日、議席番号7番 狩野 善典 委員、農地利用最適化推進委員の佐藤 憲一 委員 及び 佐藤 みき 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 みき 推進委員から報告願います。

佐藤 みき 推進委員

書類審査及び現地確認を行ってまいりました。

番号29番から32番までは、ただいま事務局から説明あったとおり、労力不足や経営規模拡大、経営継承であり、特に問題はないものと判断してまいりました。以上、報告いたします。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から32番までの32案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から32番までの32案件は、原案のとおり許可することに、決定いたしました。

議長（会長）

日程第7、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番から6番までの6案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田1筆 567㎡、

番号2番は、築館地区の田1筆 508㎡、いずれも同一事業案件で、所有権移転売買により譲り受け、業務用地として転用し、経営する建築業の資材、仮設設備置場を造成ものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない不許可の例外規定で取り扱う旨の2案件、

番号3番は、築館地区の畑1筆 106㎡、所有権移転売買により譲り受け、業務用地として転用し、隣接地に建設する介護施設事務所の駐車場として造成するものであり、農地区分は、都市計画区域内の用途地域に該当する第3種農地である旨の1案件、

番号4番は、一迫地区の田1筆 437㎡、使用貸借権設定により父から借り受け、住宅用地として転用し、住宅及び駐車場を造成するものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、集落に接続して設置されることから、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号5番は、一迫地区の田1筆 2,368㎡、所有権移転売買により譲り受け、業務用用地として転用し、太陽光発電施設を設置し売電収入を得るものであり、農地区分は、

河川、原野に囲まれた10ha以下の小集団の生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

番号6番は、瀬峰地区の田1筆 462㎡、所有権移転売買により譲り受け、住宅用地として転用し、住宅及び駐車場を造成するものであり、農地区分は、上下水道管が埋設されている道路の沿道区域で、500m以内に公共施設等が存する第3種農地である旨の1案件、

以上、6案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、大澤 洋介 推進委員から報告願います。

大澤 洋介 推進委員

議案第2号、農地法第5条許可申請について、現地の確認調査を行ってきました。

番号1番及び2番は、1種農地ではありますが、自分が営む建設業の資材置場ということで、周辺も以前から事業用地として拡大してきた経緯がありますので、特に問題はないものと、

番号3番は、市街化区域の第3種農地であり、駐車場ということで、境界もはっきりしており、他に与える影響はないものと、

番号4番は、第1種農地ではありますが、親子間で父の宅地に隣接する農地に住宅を建設するものであり、周辺農地にも特に影響はないものと、

番号5番は、第2種農地で、河川敷に隣接する農地となっており、畦畔もはっきりした転作田でありました。他に与える影響もなく、特に問題はないものと、

番号6番は、第3種農地で、瀬峰駅周辺の住宅に囲まれた農地ではありますが、測量も終わっており特に問題はないものと、判断してまいりました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号7番から9番までの3案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

番号7番は、若柳地区の畑1筆 256㎡、所有権移転贈与により父から譲り受け、住宅用地として転用し、住宅及び駐車場を建築造成ものであり、農地区分は、宅地に囲まれた10ha以下の小集団の生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

番号8番は、志波姫地区の田2筆 2,055㎡、所有権移転売買により譲り受け、業務用用地として転用し、太陽光発電施設を設置し売電収入を得るものであり、農地区分は、上下水道管が埋設されている道路の沿道区域で、500m以内に公共施設等が存する第3種農地である旨の1案件、

番号9番は、志波姫地区の田2筆 1,199㎡、平成27年9月に農業振興地域整備計画の変更において農振地域から除外している案件で、使用貸借権設定により借り受け、業務用地として転用し、既存施設の老朽化に伴い自治会館を移転新築し駐車場を造成するものであり、農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、地区の集会施設であることから、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

以上、3案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、熊谷 ゆり 推進委員から報告願います。

熊谷 ゆり 推進委員

議案第2号、農地法第5条許可申請について、現地確認調査を行ってまいりました。

番号7番は、父が所有する宅地及び農地を譲り受け、住宅を建設するものであり、現地はフェンス等で境界もはっきりしており、特に問題はないものと、

番号8番は、太陽光パネルを設置する転用であり、東側には農地の広がりが見受けられますが、周辺農地の所有者から同意も得ている案件であり、特に問題はないものと、

番号9番は、いぐ根に囲まれて日当たりの悪い農地であり、地区集会所の建築に係る案件で、特に問題はないものと判断しました。

以上、報告いたします。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号10番の1案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

番号10番は、栗駒地区の田2筆 1, 988㎡の内585㎡、平成31年1月に農業振興地域整備計画の変更において農振地域から除外している案件で、使用貸借権設定により借り受け、業務用地として転用し、既存業務用地が手狭なことから、隣接地に資材置場及び大型駐車場を造成するものであり、農地区分は、第1種農地に該当するが、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件が、許可要件を満たしていることを説明。

議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 憲一 推進委員から報告願います。

佐藤 憲一 推進委員

議案第2号、農地法第5条許可申請について、現地確認をしてきましたので、報告します。

番号10番は、事業用地が手狭なため、資材置場及び駐車場を造成するものであり、許可にあたっては、特に問題はないものと判断しました。ご審議の程、よろしく願います。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から10番までの10案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番から10番までの10案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長（会長）

日程第8、議案第3号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に審議を行います。

初めに、第2区の番号43番の1案件を審議します。

議席番号19番 佐藤 勝 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長（会長）

暫時休憩します。（午後 2時43分）（19番 佐藤 勝 委員 退席）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時43分）

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号43番は、金成地区の田28筆 22, 688㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号43番の1案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号43番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

議長（会長）

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号19番 佐藤 勝 委員の入場を許可します。

議長（会長）

暫時休憩します。（午後 2時25分）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時25分）

次に、第2区の番号52番の1案件を審議します。

議席番号18番 佐々木 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長（会長）

暫時休憩します。（午後 2時25分）（18番 佐々木 弘 委員 退席）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時25分）

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号52番は、志波姫地区の田4筆 4, 602㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号52番の1案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号52番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

議長（会長）

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号18番 佐々木 弘 委員の入場を許可します。

議長（会長）

暫時休憩します。（午後 2時26分）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時27分）

次に、第1区の番号1番から32番までの32案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田1筆 1, 076㎡、

番号2番は、築館地区の田5筆 5, 143㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の2案件、

番号3番は、築館地区の田1筆 4, 976㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号4番は、築館地区の田17筆 20, 015㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号5番は、高清水地区の田2筆 8, 250㎡、

番号6番は、高清水地区の田3筆 2, 308㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である2案件、

番号7番は、一迫地区の田2筆 3, 167㎡、

番号8番は、一迫地区の田3筆 4, 625㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の

2案件、

番号9番は、一迫地区の田1筆 4, 541 m²、

番号10番は、一迫地区の田1筆 1, 957 m²、

番号11番は、一迫地区の田4筆 5, 468 m²、

番号12番は、一迫地区の田2筆 1, 708 m²、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の4案件、

番号13番は、一迫地区の田2筆 5, 721 m²、

番号14番は、一迫地区の田2筆 1, 342 m²、

番号15番は、一迫地区の田7筆 18, 834 m²、

番号16番は、一迫地区の田4筆 13, 007 m²、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の4案件、

番号17番は、一迫地区の田3筆 3, 808 m²、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号18番は、瀬峰地区の田1筆 2, 390 m²、

番号19番は、瀬峰地区の田4筆 1, 823 m²、

番号20番は、瀬峰地区の田21筆 17, 562 m²、

番号21番は、瀬峰地区の田2筆 1, 257 m²、

番号22番は、瀬峰地区の田14筆 12, 437 m²、

番号23番は、瀬峰地区の田9筆 7, 932 m²、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の6案件、

番号24番は、瀬峰地区の畑1筆 4, 049 m²、

番号25番は、瀬峰地区の田50筆 38, 766 m²、畑2筆 1, 792 m²、合計40, 558 m²、

番号26番は、瀬峰地区の田9筆 12, 777 m²、

番号27番は、瀬峰地区の田3筆 1, 778 m²、

番号28番は、瀬峰地区の田1筆 489 m²、

番号29番は、瀬峰地区の田12筆 7, 792 m²、

番号30番は、瀬峰地区の田1筆 4, 049 m²、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の7案件、

番号31番は、瀬峰地区の田5筆 12, 725 m²、

番号32番は、瀬峰地区の田1筆 1, 028 m²、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

以上、32案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号33番から42番までの10案件、番号44番から51番までの8案件、番号53番から59番までの7案件、併せて25案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第2区の番号33番は、若柳地区の田1筆 88㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号34番は、若柳地区の田1筆 783㎡、

番号35番は、若柳地区の田5筆 9,521㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号36番は、若柳地区の田3筆 5,750㎡、

番号37番は、若柳地区の田4筆 6,710㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号38番は、若柳地区の田1筆 3,494.76㎡、新規の使用貸借権設定である旨の1案件、

番号39番は、若柳地区の田13筆 6,840㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号40番は、金成地区の田11筆 9,147㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号41番は、金成地区の田7筆 6,890㎡、

番号42番は、金成地区の田20筆 21,241㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号44番は、金成地区の田16筆 16,686.10㎡、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号45番は、金成地区の田51筆 123,807㎡、農地中間管理事業による新規の使用貸借権設定である旨の1案件、

番号46番は、志波姫地区の田11筆 24,100㎡、

番号47番は、志波姫地区の田1筆 2,382㎡、

番号48番は、志波姫地区の田2筆 2,032㎡、

番号49番は、志波姫地区の田6筆 5,411㎡、

番号50番は、志波姫地区の田8筆 16,679㎡、

番号51番は、志波姫地区の田7筆 11,075.70㎡、

番号53番は、志波姫地区の田2筆 2,779㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定で

ある旨の7案件、

番号54番は、志波姫地区の田13筆 12, 030㎡、

番号55番は、志波姫地区の田1筆 2, 127㎡、

番号56番は、志波姫地区の田1筆 3, 040㎡、

番号57番は、志波姫地区の田1筆 3, 097㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の4案件、

番号58番は、志波姫地区の田14筆 25, 232㎡、

番号59番は、志波姫地区の田5筆 8, 492㎡、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

以上、25案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号60番から76番までの17案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第3区の番号60番は、栗駒地区の田19筆 25, 739㎡、

番号61番は、栗駒地区の田6筆 15, 217㎡、

番号62番は、栗駒地区の田7筆 10, 752㎡、

番号63番は、栗駒地区の田3筆 3, 094㎡、

番号64番は、栗駒地区の田7筆 9, 982㎡、

番号65番は、栗駒地区の田4筆 10, 165㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の6案件、

番号66番は、栗駒地区の田4筆 11, 622㎡、

番号67番は、栗駒・金成地区の田14筆 13, 342㎡、

番号68番は、栗駒地区の田4筆 2, 284.96㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の3案件、

番号69番は、栗駒地区の田3筆 2, 199㎡、

番号70番は、栗駒地区の畑2筆 1, 097㎡、いずれも、新規の使用貸借権設定である旨の2案件、

番号71番は、栗駒地区の田20筆 16, 117 m²、
番号72番は、栗駒地区の田5筆 3, 957 m²、
番号73番は、栗駒地区の田9筆 8, 364 m²、
番号74番は、栗駒地区の田4筆 6, 060 m²、
番号75番は、栗駒地区の田6筆 5, 376 m²、いずれも、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の5案件、
番号76番は、栗駒地区の田5筆 2, 488 m²、畑1筆 325 m²、合計 2, 813 m²、農地中間管理事業による新規の使用貸借権設定である旨の1案件、
以上、17案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号1番から42番までの42案件、番号44番から51番までの8案件、番号53番から76番までの24案件、併せて74案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号1番から42番までの42案件、番号44番から51番までの8案件、番号53番から76番までの24案件、併せて74案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長（会長）

ここで、午後 2時50分まで休憩とします。
(休憩 午後 2時37分から2時50分まで)

議長（会長）

それでは、休憩をとり、会議を再開します。（午後 2時50分）

日程第9、議案第4号 農用地利用配分計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に審議を行います。

初めに、第3区の番号11番から14番までの4案件を審議します。

議席番号17番 岩淵 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので退席願います。

議長（会長）

暫時休憩します。

（午後 2時50分、議席番号17番 岩淵 弘 委員 退席）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時50分）

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

農地利用配分計画の全ての案件は、議案第3号の農用地利用集積計画関連案件であり、貸人は農地中間管理機構となります。

第3区の番号11番は、農用地利用集積計画の番号72番関連で、栗駒地区の田5筆 3, 957㎡、

番号12番は、農用地利用集積計画の番号73番関連で、栗駒地区の田9筆 8, 364㎡、

番号13番は、農用地利用集積計画の番号74番関連で、栗駒地区の田4筆 6, 060㎡、

番号14番は、農用地利用集積計画の番号75番関連で、栗駒地区の田6筆 5, 376㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の4案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用配分計画についての、番号11番から14番までの

4案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第4号 農用地利用配分計画についての、番号11番から14番までの4案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長（会長）

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号17番 岩淵 弘 委員の入場を許可します。

議長（会長）

暫時休憩します。

（午後 2時52分、議席番号17番 岩淵 弘 委員 着席）

議長（会長）

会議を再開します。（午後 2時52分）

次に、第1区の番号1番から4番までの4案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第1区の番号1番は、農用地利用集積計画の番号4番関連で、築館地区の田17筆 20, 015㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号2番は、農用地利用集積計画の番号17番関連で、一迫地区の田3筆 3, 808㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号3番は、農用地利用集積計画の番号31番関連で、瀬峰地区の田5筆 12, 725㎡、

番号4番は、農用地利用集積計画の番号32番関連で、瀬峰地区の田1筆 1, 028㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

以上、4案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号5番から9番までの5案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第2区の番号5番は、農用地利用集積計画の番号39番関連で、若柳地区の田13筆 6, 840㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号6番は、農用地利用集積計画の番号44番関連で、金成地区の田16筆 16, 686. 10㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号7番は、農用地利用集積計画の番号45番関連で、金成地区の田51筆 123, 807㎡、新規の使用貸借権設定である旨の1案件、

番号8番は、農用地利用集積計画の番号58番関連で、志波姫地区の田14筆 25, 232㎡、

番号9番は、農用地利用集積計画の番号59番関連で、志波姫地区の田5筆 8, 492㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

以上、5案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号10番及び15番の2案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第3区の番号10番は、農用地利用集積計画の番号71番関連で、栗駒地区の田20筆 16, 117㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号15番は、農用地利用集積計画の番号76番関連で、栗駒地区の田5筆 2, 488㎡、畑1筆 325㎡、合計 2, 813㎡、新規の使用貸借権設定である旨の1案件、

以上、2 案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号、農用地利用配分計画についての、番号1番から10番までの10案件、番号15番の1案件、併せて11案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第4号 農用地利用配分計画についての、番号1番から10番までの10案件、番号15番の1案件、併せて11案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長（会長）

日程第10、議案第5号 非農地証明願について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の畑1筆 596㎡、願出地は、昭和40年頃に、先代の父が杉を植林し現在に至っているものであり、原野への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 耕太郎 推進委員から報告願います。

佐々木 耕太郎 推進委員

議案第5号、非農地証明願いについて、現地確認調査を行ってまいりました。

番号1番については、登記が畑であります。現況は山林に囲まれた原野であり、周辺の山林も、現在、伐採している最中でありました。農地としての復元は、難しいものと判断してまいりましたので、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号2番の1案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

第2区の番号2番は、若柳地区の畑4筆 703㎡、願出地は、昭和38年頃に、先代が居宅を新築した際に、宅道として利用し、さらに、居宅の隣接地に物置を建築し現在に至っているものであり、宅地及び雑種地への地目変更を願ひ出た旨の1案件を説明。

議長（会長）

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号5番 岩淵 敬一 委員から報告願ひます。

5番 岩淵 敬一 委員

議案第5号、非農地証明願いについて、現地確認調査を行ってまいりました。

番号2番の現地を確認しますと、資料の写真でもわかるように、いぐ根の杉や物置、宅道に通じる道路として、昭和38年ごろから利用されており、また、境界画定のため測量杭も打たれておりました。以上のことから、農地への復元は難しいものと判断し、許可にあたっては、特に問題はないものと見てまいりましたので、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号、非農地証明願についての、番号1番及び2番の2案件は、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第5号 非農地証明願についての、番号1番及び2番の2案件は、原案のとおり承認することに決しました。

議長（会長）

日程第11、議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について、を議題とします。

初めに、第1区の番号1番から11番までの11案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

初めに、変更内容についてであります。農用地区域から除外する面積が207.24a、農用地から農業用施設用地への用途区分の変更が51.13aとなります。

それでは、第1区の番号1番は、築館地区の畑1筆 584㎡、一般住宅を新築するための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、上下水道管が埋設している道路の沿道区域で、500m以内に公共施設等が存する第3種農地である旨の1案件、

番号2番は、築館地区の畑1筆 472㎡、宗教法人金蔵寺の隣接地で、同法人が所有する申請地に、祭事広場のスペースを確保するための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、山林、原野等に囲まれた10ha以下の小集団の生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

番号3番は、築館地区の田6筆 5,945㎡の内5,501㎡、経営している会社の事業拡大により、自社所有の大型重機・車両の整備を行う修理工場と従業員宿舎を建設す

るための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、農地の広がりが見られる第1種農地に該当するが、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号4番は、高清水地区の畑1筆 297㎡、宅地への通路及び周辺農地への耕作道として利用するための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、農地の広がりが見られる第1種農地に該当するが、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号5番は、高清水地区の田1筆 2,141㎡、不動産賃貸業の自動車保管場所が手狭になったことから、隣接申請地に中古自動車保管場所を確保するための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、農地の広がりが見られる第1種農地に該当するが、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号6番は、高清水地区の畑1筆 3,043㎡の内401㎡、実家の隣接地に一般住宅を新築するための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、農地の広がりが見られる第1種農地に該当するが、集落に接続して設置されることから、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号7番は、一迫地区の田1筆 3,947㎡、介護施設利用者の介護予防と健康維持管理のため、施設の隣接地にミニパークゴルフ場を建設するため除外で、転用申請に至った際の農地区分は、農地の広がりが見られる第1種農地に該当するが、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号8番は、一迫地区の田1筆 433㎡、実家の隣接地に一般住宅を新築するための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、山林、原野等に囲まれた10ha以下の小集団の生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

番号9番は、一迫地区の田1筆 143㎡、自宅に隣接する農地が市道改良工事の用地買収に伴い手狭な残地となったことから、農業機械置場及び駐車場にするための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、農地の広がりが見られる第1種農地に該当するが、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号10番は、一迫地区の田1筆 8,397㎡の内4,550㎡、畑1筆 563㎡、合計 5,113㎡、農業経営を稲作中心からいちご生産と畜産を含めた複合経営に転換し経営を安定させるため、農業用施設用地への用途区分変更である旨の1案件、

番号11番は、瀬峰地区の田1筆 480㎡、父名義の実家隣接地に一般住宅を新築するための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、農地の広がりが見られる第1種農地に該当するが、集落に接続して設置されることから、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

以上、11案件を説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号8番 大場 裕之 委員から報告願います。

8番 大場 裕之 委員

議案第6号 農業振興地域整備計画の変更については、転用に至った際の意見を求められておりますので、1件ごとに、詳細に現地確認してきましたので、報告いたします。

番号2番は、宗教法人金蔵寺の祭事広場ということですが、高台に位置する農地で、転用の際には、周辺農地に対する影響も注意しなければならないものと、

番号3番は、第1種農地における既存敷地2分の1以下による例外規定となるわけですが、事業計画者は、いろんな事業を手がけていることから、転用の許可に当たっては、細心の注意を図っていかなければならないものと、

番号5番は、中古車の保管場所として既に周辺も利用されておりましたが、今回の申請隣接地には、高低差のある田も存在していることから、転用の許可に当たっては、擁壁を作らせるなど、細心の注意を図っていかなければならないものと、

番号7番の申請地は、かなり優良な農地でありましたので、今回の除外を受け入れながら、代替地などの検討も行うべきものと、

それ以外の案件については、事務局から説明があったとおり、特に問題はないものと見てまいりましたので、報告いたします。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長（会長）

はい1番、三浦委員。

1番 三浦 正勝 委員

3案件について、ちょっと問題があると感じましたので質問いたします。

番号3番の案件については、公図を見ると事業計画地の中に、公共物である水路が存在しており、この水路上に建物を建築する事業計画であれば、公共物の機能の廃止などの取扱いが必要になると思います。この協議についての確認を要する案件ではないか、

番号7番の案件については、以前に有料老人ホーム湯治村の北側に位置する土地を、入所者の健康増進のための広場として整備する計画で除外し、転用した経緯があります。現

況を見てみますと、土盛りは実施され、駐車場として利用しているようではありますが、健康増進のための広場としての事業が未だになされていないように見受けられます。このことから、以前の事業計画の進行状況や、今回の事業計画の必要性、全体計画に係るスケジュール等の確認を要する案件ではないか、

番号10番については、いちご生産施設と畜産施設の農業用施設用地への用途区分変更ということではありますが、いちご施設については、もう既に施設が建っており、この広大な面積を用途区分変更しなければならないのか疑問であると考えます。また、1筆の田の内、一部を農業用施設用地とするようではありますが、公図を見るとどの部分まで用途区分変更するのか確認できない状況となっておりますので、施設用地として用途区分変更する区域の線引きをはっきりとして、もう少し、面積を狭めて申請できる案件ではないか、以上であります。

議長（会長）

3案件について、事務局説明。

事務局

番号3番の事業計画地に存する公共物の水路については、機能廃止申請を行い、払い下げ許可を受け、代替水路を整備しながらの事業展開と考えております。払い下げ申請については、公共物担当課との協議を行ないながら対応していくと伺っております。

番号7番の有料老人ホーム湯治村の北側に位置する土地については、現地を見ますと、ゲートボール場として利用している形跡も見受けられますが、以前の事業計画と異なるところも見受けられますので、事業の進行状況や全体スケジュール等を確認すべきと案件と捕らえております。

番号10番については、農振地域からの除外ではなく、用途地域の変更案件ではありますが、参考資料等において、区域変更の境界区分がはっきりしていない部分や、今回、申請あった面積の把握の仕方について、もう少し確認の必要であると考えております。

議長（会長）

はい、1番三浦委員。

1番 三浦 正勝 委員

番号3番の案件については、公共物の管理は市役所で行っているのので、確認しながら対応していただきたい。

番号7番については、事業計画のとおり事業が行われていない状況が、過去に見受けられたので、事業の必要性、過去の事業計画の進捗状況も、具体的に確認しながら対応していただきたい。

番号10番については、以前に建設したいちごハウス用地まで、施設用地にしなければ

ならないのか。もう既に設置されている畜舎、パドック、堆肥置き場、わら小屋として使用する部分だけの施設用地への変更ではだめなのか、その辺を確認して対応していただきたい。

以上であります。

議長（会長）

皆さんにお諮りします。議案第6号 農業振興地域整備計画の変更については、転用に至った際の意見を求められておりますので、只今、1番三浦委員からあった意見を附して回答するというので、ご異議がございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

他に、質疑ありませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号12番から14番までの3案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

番号12番は、金成地区の畑1筆 182㎡、昭和27年頃に住宅を建て通路として使用し現在に至っていることから、そのまま通路とするための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、第1種農地に該当するが、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号13番は、金成地区の畑1筆 585㎡、来客が多く庭が狭いことから、宅地に隣接して駐車場を整備するための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、第1種農地に該当するが、拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えない、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

番号14番は、志波姫地区の田1筆 410㎡、左官業を営んでおり、自宅兼営業所に保管場所が確保できないことから、自宅隣接地に資材置場及び駐車場を整備するための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、集落に接続して設置されることから、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、

以上、3案件を説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号5番 岩淵 敬一 委員から報告願います。

5番 岩淵 敬一 委員

議案第6号について、現地確認調査を行ってまいりました。

番号12番は、以前、祖父の所有地で通路として利用してきたが、転売等により他人の所有地となったことから買い戻しを行い、宅地までの通路として利用するための除外で、現在も使用していることから、周辺農地に与える影響も無いものと、

番号13番は、地目が畑であります。昔から半分を庭として、もう半分を駐車場として利用していたことから、始末書の提出をいただいた上での申請であり、周辺農地に与える影響は無いものと、

番号14番は、左官業を営んでいる自宅の市道を挟んだ自己所有地への事業の拡張による、駐車場や資材置場に伴う除外申請であり、集落に接続しており、周辺農地に与える影響は無いものと、以上、判断してきました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号15番及び16番の2案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたさせます。

事務局

番号15番は、鶯沢地区の畑1筆 3, 925㎡、家畜増頭のため草地として利用していたが、畜産をやめて10年以上も経過し管理も難しくなってきたことから、植林して元の山に戻すための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、宅地、山林等に囲まれた10ha以下の小集団の生産性の低い第2種農地である旨の1案件、

番号16番は、鶯沢地区の田2筆 1, 223㎡、経営する会社の事業拡大により、既存事業所敷地の隣接地に資材置場を整備するための除外で、転用申請に至った際の農地区分は、農地の広がりがある第1種農地に該当するが、拡張に係る部分の敷地の面積が既存

施設の敷地面積の2分の1を超えない、不許可の例外規定で取り扱う旨の1案件、
以上、2案件を説明。

議長（会長）

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、議席番号7番 狩野 善典 委員から報告願います。

7番 狩野 善典 委員

農業振興地域整備計画の変更について、現地確認を行ってきましたので、報告をいたします。

番号15番は、採草地できれいに管理されておりましたが、畜産をやめてから採草地としての利用もなく、地図等でもわかるように宅地と山林に挟まれた採草地でありますので、周辺農地に与える影響はないものと、

番号16番は、会社の隣接地にある父親所有地の農地に、事業拡大により資材置場が手狭になったことから事業用地を拡張するものであり、北側は既存の事業所用地、西側は水路、南側は宅地となっていることから、隣接する農地にも特に影響はないものと、判断してまいりました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長（会長）

はい15番、佐々木 委員。

15番 佐々木 吉司 委員

番号16番の案件について、この区域の周辺一体は、現在、尾松・袋地区ほ場整備事業に取り組んでいると思われませんが、今回の申請地は、ほ場整備事業の区域内に入っているのか伺う。

議長（会長）

はい、事務局説明。

事務局

番号16番の申請地の、水路を挟んだ西側及び市道を挟んだ北側は、ほ場整備区域に入

っておりますが、申出の申請地は、ほ場整備区域に入っていないと伺っております。

議長（会長）

よろしいですか（はいとの声）、他にございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第6号 農業振興地域整備計画の変更についての、番号3番、7番及び10番の3案件は、意見を附し、番号1番及び2番の2案件、番号4番から6番までの3案件、番号8番及び9番の2案件、番号11番から16番までの6案件、併せて13案件は、問題なしとして、栗原市長に通知することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第6号 農業振興地域整備計画についての、番号3番、7番及び10番の3案件は、意見を附し、番号1番及び2番の2案件、番号4番から6番までの3案件、番号8番及び9番の2案件、番号11番から16番までの6案件、併せて13案件は、問題なしとして、栗原市長に通知することに決しました。

会長（会長）

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

よって、これで平成31年第4回栗原市農業委員会 総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦勞様でした。

< 午後 4時15分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員